

資料 39-1

電気通信番号規則の一部改正について

(諮詢第 3046 号)

＜目 次＞

1 報告書	1
2 答申書（案）	7
3 改正概要	8
4 新旧対照表	10
(参考)	
電気通信番号規則の一部改正に関する省令案等の一部改正について	11

平成24年10月26日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

電気通信番号委員会
主査 酒井 善則

報告書

平成24年9月4日付け諮問第3046号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に対する意見及びそれに対する考え方(案)

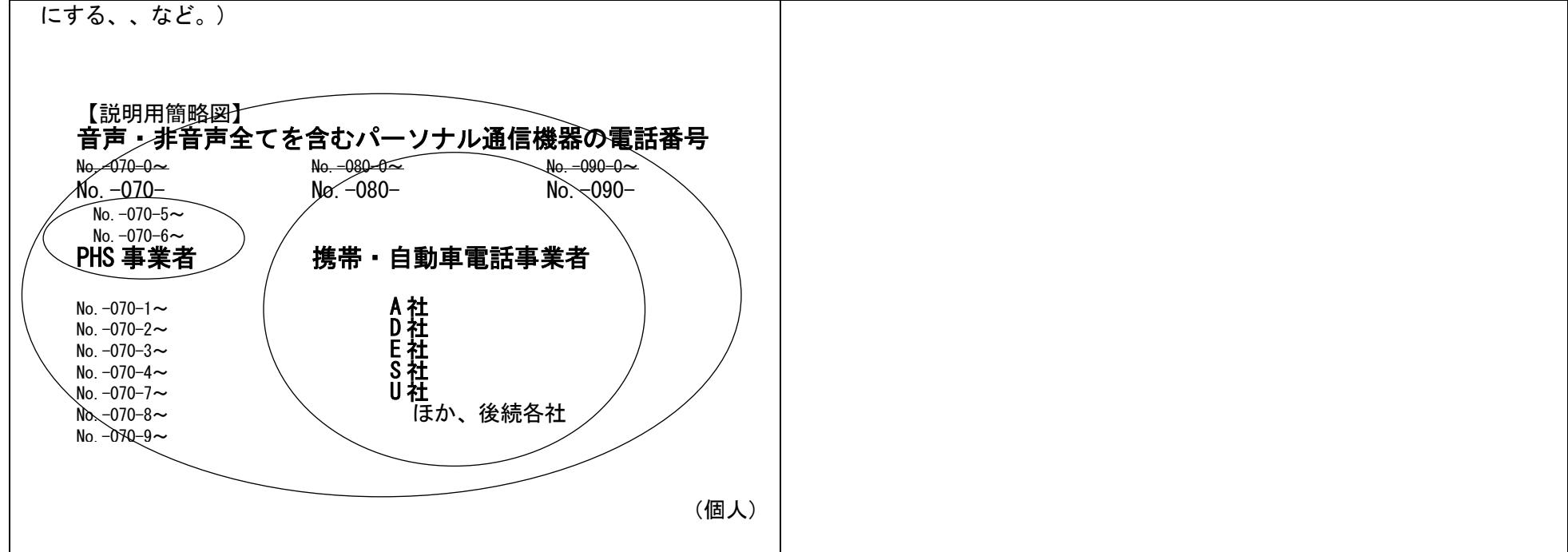
意 見	考 え 方
<p>意見1 改正に賛成。携帯とPHSの番号ポータビリティも進めるべき。</p> <p>携帯電話番号（080、090）の不足に対応するため、携帯電話への070番号の開放は必須事項であり、そのための本関係規定の改正に賛成いたします。</p> <p>また、今後においては答申にも示されている通り、移動体通信市場の活性化につながるよう、携帯とPHS間における番号ポータビリティの実施、さらには携帯とPHSにおける番号（090、080、070）の垣根をなくすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンクBB株式会社） （ソフトバンクテレコム株式会社） （ソフトバンクモバイル株式会社）</p>	<p>考え方1</p> <p>本件省令案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>携帯電話とPHS間の番号ポータビリティについては、本意見募集の対象外となりますが、現在、各事業者において調整等が進められているところであり、平成24年3月1日付情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」（以下「情通審答申」という。）に示されたとおり、最終的には利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことが重要であると考えます。</p>
<p>意見2 携帯電話の番号確保は喫緊の課題であり、速やかに制度整備すべき。</p> <p>「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方答申（平成24年3月1日）」（以下、答申）においては平成26年度初頭には不足するとしておりますが、既に080番号では未指定の番号が平成24年7月末時点で残り約350万番号となり、080番号帯での新たな指定を受ける余地が殆どないため、携帯電話事業者における電話番号の確保は、喫緊の課題となっています。</p> <p>電話番号を電話利用目的で利用する場合は、各電話事業者のネットワークの改修等が必要となります、データ通信用の目的で利用する場合には、そのような事情が生じません。</p> <p>したがって、データ通信用での利用目的を考慮し、携帯電話番号の不足を招かないよう070番号を携帯電話へ指定できるように各社のネットワーク改修の完了を待たずに速やかに電気通信番号規則の一部を改正し、携帯電話事業者への指定ができる環境を整備すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（イー・アクセス株式会社）</p>	<p>考え方2</p> <p>本件省令案に賛成の御意見として承ります。</p>

<p>意見3 「070」では携帯か PHS か判別できないことから、「090」か「080」を桁増しすることが望ましい。</p> <p>「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）の電気通信番号規則にした場合、「070」の相手端末が携帯か PHS か判別ができないことから、購入機器情報を相手に聞く必要があり、個人情報保護の観点からも曖昧さを生み出す要因になると思われる所以、固定電話で「03」や「06」で用いた手法と同じように、「090」か「080」の後を、8桁から9桁へ一斉に桁を増やす手法が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>考え方3</p> <p>情通審答申に示されたとおり、090 及び 080 番号を桁増しすると、既に携帯電話を利用している全ての利用者が電話番号を変更することが必要となり、携帯電話が多くの国民に普及している現状においては、ネットワーク改修に加え、多くの利用者の方々への周知に相当な費用や期間を要するところから適当ではないと考えます。</p> <p>なお、本省令案においては、070 番号における携帯電話と PHS との識別性を 070 に続く4桁目の番号（070-C）により確保することとしており、具体的には PHS は C=5 及び 6、携帯電話は C=1、2、3、4、7、8 及び 9 としておりますが、利用者の方々にとって、その通話先が PHS か携帯電話かをよりわかりやすく識別できるよう、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p>
<p>意見4 携帯電話と PHS は仕組みや料金が異なり、他の未使用番号を使うべき。</p> <p>070 を携帯電話の番号として利用することに反対いたします。</p> <p>携帯電話と PHS ではそもそも出自が違い、それを同じ番号で一括りにすることは利用者の混乱を引き起こす元となる、と思われるからです。</p> <p>070 はこれまで通り PHS 専用番号とし、現在使用のない 060 などの番号を携帯電話用として割り当てることを提案いたします。</p> <p>ご検討のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>考え方4</p> <p>情通審答申に示されたとおり、携帯電話と PHS は、両サービスとも音声サービス、データ通信サービスを主要なサービスとしており、携帯電話のサービスの中心が高速・大容量のデータ通信サービスへと変わりつつあり、PHS は高音質な音声サービスを低料金で提供するサービスを中心としているものの、データ通信サービスも提供しており、基本的なサービスに特段の違いは認められないと考えます。</p> <p>また、料金を含めた携帯電話と PHS との識別性の確保については、考え方3後段のとおり、070-C により識別可能であるとともに、070 番号は、現在、携帯電話で使用している 090、080 番号との連続性がある点で、利用者から見た場合に、他の 0A0 番号と比較して識別性が働きやすいこと等も踏まえ、070 番号を携帯電話に開放することは適当であると考えます。なお、利用者の方々にとって、その通話先が PHS か携帯電話かをよりわかりやすく識別できるよう、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p>
<p>070 の携帯電話への割り当てに反対します。</p> <p>PHS と携帯電話では料金体系が異なるので、大きな混乱の元になると思います。（たとえば PHS のウィルコムでは 070 番号同士無料の通話プランが主流ですが、改正されれば知らずに高額な請求となるケースが十分考えられます。）</p> <p>また PHS と携帯は通信の仕組みも異なるので、番号からでも識別できた方が良いのではと考えます。</p> <p>今後も加入者が増えていく現状を踏まえ、現在利用者のいる 070 を使うのではなく、他の未使用の番号を先に使ってほしいと思います。 宜しくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>060 番号については、FMC サービス※1 を識別する番号とされているほか、残りの 0A0 未利用番号（030 及び 040）については、将来の M2M サービス※2 等需要増加に備え、確保することが適当であると考えます。</p> <p>※1 Fixed-Mobile Convergence の略。利用者が自宅等から発着信する際は固定電話のネットワークを利用し、外出先では携帯電話のネットワークを利用するといつ</p>

	<p>た、複数のネットワークへ呼を振り分けるサービス。</p> <p>※2 Machine to Machine の略。人が介在せず、機械が相互に通信しあう通信形態。自動販売機やセンサーを搭載した計測機器などに通信モジュールが組み込まれて利用されている。今後は、ディスプレイを搭載した機器に映像や画像を表示させるなどの利用も見込まれる。</p>
<p>意見 5 080、090 番号帯を携帯電話事業者が有効利用していないので反対。有効利用しても番号が不足する場合、020 などを使用すべき。</p> <p>070 番号帯を携帯電話へ割り当てることについて。 以下の理由から反対します。</p> <p>解約された番号を早期に再利用していない。 休止扱いの番号を確認して再度利用する見込みがなければ解約扱いすることをしていない。</p> <p>上記 2 点について 私が平成 22 年 4 月に退職し、元勤務先に返却して解約若しくは休止した回線の携帯電話番号が事業停止状態になって 2 年経った現在も使用されていないという実例がある。</p> <p>新規加入契約数の水増しに利用され実際に使用されていない回線が多い。 暴力団員等反社会勢力の契約拒否若しくは契約解除等の措置がされていない。 抱き合わせ商法の横行で本来必要な回線数よりも多く契約させられている。</p> <p>上記 3 点について 実際に社会で必要とされているよりも多くの電話番号を事業者自ら浪費している。</p> <p>データ通信端末で間違い電話がかかってきても問題がない所に、解約による「傷物」の既存電話番号を再利用するなど携帯電話事業者の自助努力がされているとは言い難い。</p> <p>これらから 090・080 の番号帯を携帯電話事業者が有効利用していないといえるので、070 番号帯を携帯電話へ割り当てることに反対します。</p> <p>現在も元の用途で使われている 070 番号帯よりも、無線呼び出しに割</p>	<p>考え方 5</p> <p>本年 7 月時点で総務省が携帯電話事業者に指定可能な番号は残り 350 万番号となっており、情通審答申に示されたとおり、少なくとも現在の番号需要（年間約 700 万番号。平成 23 年度は 1,020 万番号）を前提として、今後の携帯電話の需要に耐えうる番号容量を確保することが必要であると考えます。</p> <p>なお、各携帯電話事業者は、間違い電話を発生させるおそれがあること等から、利用者への不便、不利益が生じないよう、解約された番号は一定の休止期間を設けた上で再利用しております。また、携帯電話事業者への指定済み 080 及び 090 番号に係る使用率をみると、23 年度末 76.4% と、前年度に対して 1.5% 上昇しており、携帯電話事業者においては番号の有効利用に努めています。</p> <p>また、020 番号を利用している無線呼び出しサービスは音声サービスやデータ通信サービスが利用できないなど、携帯電話とは基本的なサービス内容が異なることなどから、020 番号を携帯電話番号とすることは適当ではないと考えます。</p>

<p>り当てられその後ほとんど使われていない 020 番号帯などがまだ残されていてそちらの方が間違い電話の問題も発生する危険性が小さい。 既存番号帯の有効利用をした上でそれでも電話番号が不足するのであればこちらを優先利用するべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
<p>意見 6 ウィルコムの現行サービスに支障をきたすおそれがあり、PHS と携帯電話とを誤認することからも、問題である。</p> <p>携帯電話の局番に「070」を使うのは、現行の通話サービス（新ウィルコム定額プランSなど）の維持に非常に重大な支障をきたす恐れがあるので、やめてほしい。 もしソフトの改修に莫大な費用が掛かり、ウィルコム同士の無料通話が出来なくなった場合、経営再建中のウィルコムがソフトバンクから見放され事業停止という最悪の事態を招くこともありうる。 また、局番から PHS からの発信と誤認して通話して、莫大な通話料を請求されるという事案も多発するのは必至なので、この点からも非常に問題である。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>考え方 6</p> <p>情通審答申及び同案に寄せられた意見に示されたとおり、携帯電話への070番号の開放について、ウィルコム及びソフトバンクから賛同頂いております。 また、料金を含めた携帯電話と PHS との識別性の確保については、考え方 3 後段のとおりであり、070-Cにより識別可能と考えますが、利用者の方々にとって、その通話先が PHS か携帯電話かをよりわかりやすく識別できるよう、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p>
<p>意見 7 MNP 後は携帯・PHS 各社が 070/080/090(C=0 を除く) の全番号を利用でき、効果音等により事業者識別を図る。MNP 前は、070 (C=0, 5, 6 を除く) を各携帯事業者に割り当てこととなるが、各事業者において、例えば 070 は非音声系に優先等するなどの努力を希望。</p>	<p>考え方 7</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● MNP を経る場合を含めると、(070-0/080-0/090-0 を除く 070/080/090) 全番号を携帯・PHS 各社が利用できるものとする。 ● 「呼び出し中を知らせる音」に、アナウンスあるいは効果音を付ける等の工夫を凝らして通話発信者に事業者を識別できるように便宜を施さなければならない。 ただし、非音声回線についてはこの限りではない。 ● MNP を経ずして利用者に電話番号を発行（いわゆる新規）する場合は、当局が割り当てる番号をあてがうこととする。 ● (070-0～、070-5～、070-6～を除く) 070 番号を、今後各社に割り当てることした。 ただし、070 番号の電話番号を発行する際、各社それぞれにおいて一定の条件等を定める等工夫するよう努力を願う。 (たとえば、いわゆる携帯電話の事業者は、070 番号を非音声契約に優先あるいは特化して利用し、音声系は従来の 080-、090- にとどめるよう 	<p>携帯電話については、固定電話に加入せず携帯電話のみを利用する若年層が増加しているなど、引き続き、音声系の利用を含め需要増加が見込まれていますが、総務省が携帯電話事業者に指定可能な 080、090 番号は本年 7 月時点で残り 350 万番号となっており、早急に携帯電話への 070 番号の開放を図ることが必要です。</p> <p>なお、各携帯電話事業者においては、総務省から指定済みの番号のうちまだ利用していない番号をある程度有していますが、間違い電話等利用者への不利益の回避等も考慮していく必要があるため、事業展開に当たって常に一定の未利用番号は予備として必要であり、音声系、非音声系の利用を問わず、電話番号数の早急な拡大を必要としているところです。</p> <p>今後、M2M サービスについては、大きければ 10 億程度との需要予測もあり、御指摘のような非音声専用番号帯の確保を含めた対応策については、今後の検討課題と考えております。</p>

にする、、など。)



平成24年10月26日

総務大臣
樽床伸二殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋温

答申書(案)

平成24年9月4日付け諮問第3046号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適當と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部改正について

I 背 景

現在、携帯電話の識別に係る電気通信番号については、090及び080番号を使用しているが、スマートフォンの普及等に伴う携帯電話の需要増加に伴い、総務省が指定可能な電気通信番号数の不足が想定されている。

このため、情報通信審議会では、昨年5月から携帯電話の電気通信番号数の拡大策について検討を行い、本年3月1日、平成26年初頭までに携帯電話へ070番号を開放することが適当との答申（情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」（情通審第23号））が示されたところである。

今回の電気通信番号規則の一部改正では、本答申を踏まえ、携帯電話に係る電気通信番号について、所要の規定整備を行うものである。

II 改正の概要

○ 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）【別表第一関係】の一部改正 携帯電話に係る電気通信番号への070番号の追加

本件は、携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として新たに070番号を指定可能とするため、関係規定の改正を行うものである。

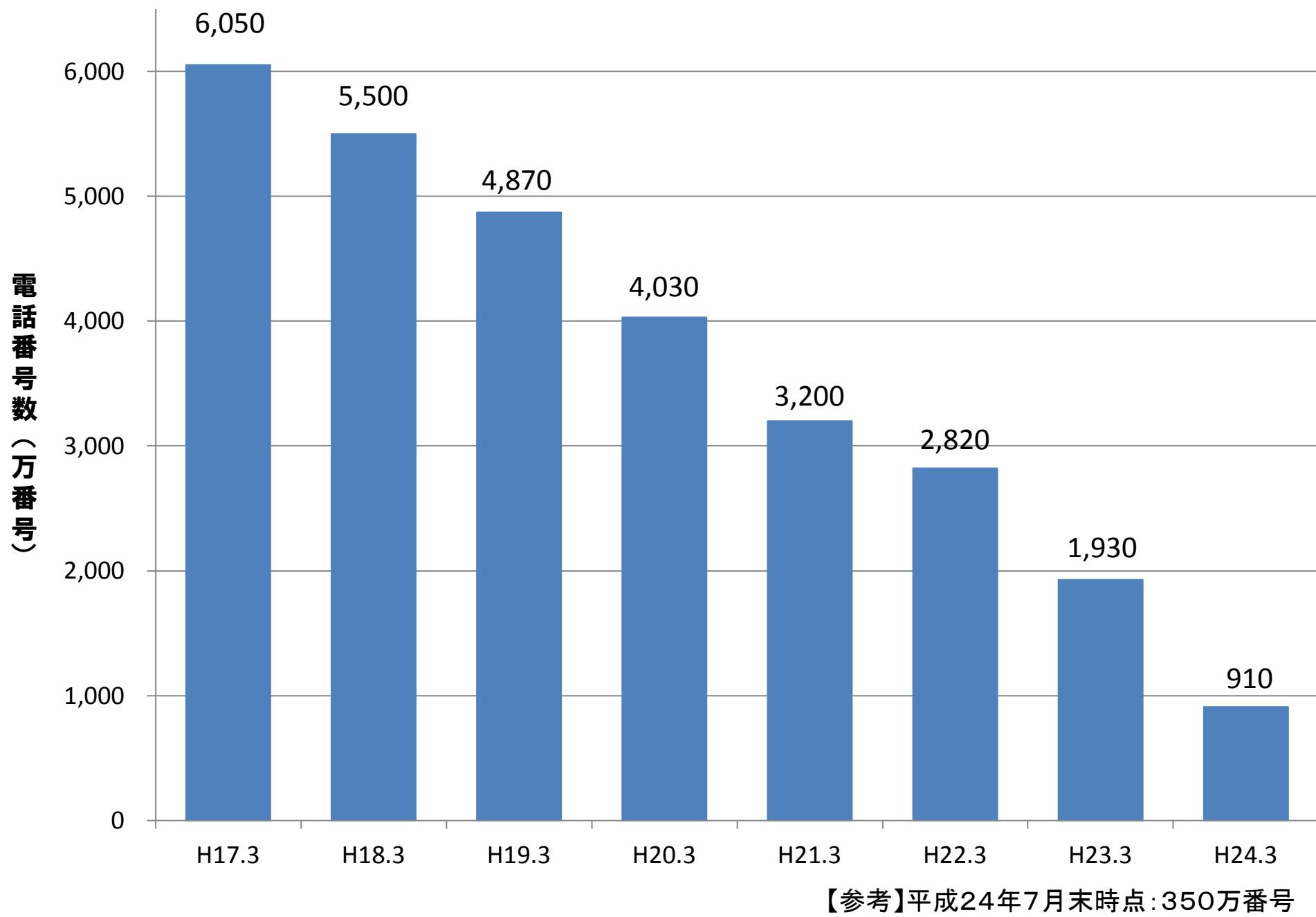
（参考：諮問対象外）

- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）【別表第11関係】及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）【様式第6、第28及び第29関係】の一部改正
 - ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴う所要の規定整備を行う。
- 電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）【別紙2関係】の一部改正
 - ・ 電気通信番号規則の一部改正に伴い、電気通信番号の指定に係るその数の算出方法を変更する。

III 施行期日

施行期日は公布の日とする。

参考：携帯電話に指定可能な電話番号数の推移



改 正 案	現 行
<p>別表第一</p> <p>第一号～第五号 (略)</p> <p>第六号 (第9条第1項第3号関係)</p> <p><u>70CDEFGHJK (Cは0、5及び6を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。)</u> 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)</p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第七号 (第9条第1項第4号関係)</p> <p><u>70CDEFGHJK (Cは5及び6に限る。)</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第八号～第十三号 (略)</p>	<p>別表第一</p> <p>第一号～第五号 (略)</p> <p>第六号 (第9条第1項第3号関係)</p> <p><u>80CDEFGHJK又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)</u> ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第七号 (第9条第1項第4号関係)</p> <p><u>70CDEFGHJK (Cは0を除く。)</u></p> <p>ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p> <p>注 英字は、十進数字とする。</p> <p>第八号～第十三号 (略)</p>

(参考)

電気通信番号規則の一部改正に関する省令案等の 一部改正について (諮問対象外)

- 省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方について …… 12
- 新旧対照表
- ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を
改正する省令案…………… 16
- ・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案 …… 17
- ・電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案 …… 21

電気通信番号規則の一部改正に関する省令案等の一部改正に対する意見 及びそれに対する総務省の考え方（案）

・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則

意 見	考 え 方
<p>意見 1 改正に賛成。携帯と PHS の番号ポータビリティも進めるべき。</p> <p>携帯電話番号（080、090）の不足に対応するため、携帯電話への 070 番号の開放は必須事項であり、そのための本関係規定の改正に賛成いたします。</p> <p>また、今後においては答申にも示されている通り、移動体通信市場の活性化につながるよう、携帯と PHS 間における番号ポータビリティの実施、さらには携帯と PHS における番号（090、080、070）の垣根をなくすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンク BB 株式会社） （ソフトバンクテレコム株式会社） （ソフトバンクモバイル株式会社）</p>	<p>考え方 1</p> <p>本件省令案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティについては、本意見募集の対象外となりますが、現在、各事業者において調整等が進められているところであり、平成 24 年 3 月 1 日付情報通信審議会答申「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」（以下「情通審答申」という。）に示されたとおり、最終的には利用者から見て携帯電話と PHS との識別性に関する混乱が生じないことが重要であると考えます。</p>

・電気通信事業報告規則

意 見	考 え 方
<p>意見 2 改正に賛成。携帯と PHS の番号ポータビリティも進めるべき。</p> <p>携帯電話番号（080、090）の不足に対応するため、携帯電話への 070 番号の開放は必須事項であり、そのための本関係規定の改正に賛成いたします。</p> <p>また、今後においては答申にも示されている通り、移動体通信市場の活性化につながるよう、携帯と PHS 間における番号ポータビリティの実施、さらには携帯と PHS における番号（090、080、070）の垣根をなくすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（ソフトバンク BB 株式会社） （ソフトバンクテレコム株式会社） （ソフトバンクモバイル株式会社）</p>	<p>考え方 2</p> <p>考え方 1 に同じ。</p>

<p>意見3 「070」では携帯か PHS か判別できないことから、「090」か「080」を桁増しすることが望ましい。</p> <p>「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）の電気通信番号規則にした場合、「070」の相手端末が携帯か PHS か判別ができないことから、購入機器情報を相手に聞く必要があり、個人情報保護の観点からも曖昧さを生み出す要因になると思われる、固定電話で「03」や「06」で用いた手法と同じように、「090」か「080」の後を、8桁から9桁へ一斉に桁を増やす手法が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>考え方3</p> <p>情通審答申に示されたとおり、090 及び 080 番号を桁増しすると、既に携帯電話を利用している全ての利用者が電話番号を変更することが必要となり、携帯電話が多くの国民に普及している現状においては、ネットワーク改修に加え、多くの利用者の方々への周知に相当な費用や期間を要するところから適当ではないと考えます。</p> <p>なお、電気通信番号規則改正案においては、070 番号における携帯電話と PHS との識別性を 070 に続く4桁目の番号（070-C）により確保することとしており、具体的には PHS は C=5 及び 6、携帯電話は C=1、2、3、4、7、8 及び 9 としておりますが、利用者の方々にとって、その通話先が PHS か携帯電話かをよりわかりやすく識別できるよう、関係事業者に対し、更なる識別性確保のための措置及び周知を求めて参ります。</p>
--	--

・電気通信事業法関係審査基準

意 見	考 え 方
<p>意見4 使用率を低くする改正は適切。今後も市場の動向を踏まえ、継続的な見直しが必要。</p> <p>電気通信番号指定基準における使用率は、事業者に付与されている番号数に対して実際に利用者に付与している番号数の割合を示していますが、その差は単なる予備的なものだけではなく、利用者に付与する以外に必要な番号数を数多く含んでいると認識しています。つまり携帯電話サービスを安定的に提供するためには、利用者に付与する以外に一定の番号数が必要であり、その結果として算出される使用率を電気通信番号指定基準に利用しているものと理解しています。</p>	<p>考え方4</p>
<p>例えば、誤接続を防止するために解約された回線の番号を一定期間新しいユーザへ払い出さずに事業者内で保留する番号（解約保留番号）の比率は、解約率の低減により低下してきています。一方で、一部のスマートフォンや M2M 機器等、新製品の発売により短期間で販売が急増することが予想される場合、対応するための在庫番号数の拡大が必要になるなど、在庫として必要な番号数も変化しており、今回の使用率を低くするという改正は、昨今の携帯電話市場の変化を捉えた時宜を得た適切な改正と評価しています。</p> <p>しかしながら、例えば M2M の場合には実際に端末が使用される数ヶ月</p>	<p>本件訓令案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、市場動向等踏まえつつ、今後ともより適切な指定方法の検討を行う必要があると考えます。</p>

前の端末製造の時点において番号が必要となること、また短期間に非常に大量の番号が必要になること等が想定されます。そのような状況にあって今回の改正である使用率 85%は必ずしも万全とは言い難く、今後さらに M2M 需要の増大が想定される事からビジネスの健全な発展に資するよう、使用率及び番号指定方針の見直しを継続検討して頂きたいと考えます。

また、現在番号は実績に基づき将来予想される番号需要に対して番号を付与するというのが基本的考え方になっていますが、特に M2M 市場ではその考え方だけでは対処できない事態が発生することも考えられ、実績ではなく需要予測に基づく番号指定の考え方の一部導入、またそのような番号指定に対応できる番号体系の在り方について、早急に検討を始めて頂きたいと考えます。

(株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)

今回の改正では、携帯電話へ必要な番号数を確保したことから指定番号数の算出式において、使用率を 0.9 から 0.85 へ引き下げ、増加係数による突発的な需要にも対応できる基準であり当社のような顧客基盤に伴う番号の絶対数が少ない事業者の運用負荷に配慮されたものと考えますが、依然として顧客基盤の大きな事業者と小さな事業者では一度に指定される番号数に格差があり、NTT東西殿のトランスレータ工事等の費用増加や運用負荷が相対的に高いという問題点は解消されていないと考えております。

さらに公平かつ円滑な番号利用に向けて、事業者に過度な負荷がかかるよう、より配慮された整備を行っていただきたいと考えております。

(イー・アクセス株式会社)

算出式の使用率変更（0.9 から 0.85）により、実際の使用率に近づきますが、それでもなお乖離が大きく、実態に即した更なる使用率の見直しを要望いたします。

また、増加係数は商戦期など時期による影響を大きく受ける係数であるため、算出結果により指定される番号数やその地域は実際の番号消費から乖離しており、継続的な見直しや臨機応変な対応を要望いたします。

(ソフトバンクBB株式会社)
(ソフトバンクテレコム株式会社)
(ソフトバンクモバイル株式会社)

改 正 案	現 行																				
<p>別表第11（第25条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気通信番号の種別</th><th>対象となる電気通信番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号</td><td><u>70 C D E F G H J K</u>、<u>80 C D</u> E F G H J K 又は90 C D E F G H J K</td></tr> <tr> <td>6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号</td><td>70 C D E F G H J K</td></tr> <tr> <td>7～11 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>注 1～2 (略)</p>	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	1～4 (略)	(略)	5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	<u>70 C D E F G H J K</u> 、 <u>80 C D</u> E F G H J K 又は90 C D E F G H J K	6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	70 C D E F G H J K	7～11 (略)	(略)	<p>別表第11（第25条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気通信番号の種別</th><th>対象となる電気通信番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号</td><td>80 C D E F G H J K 又は90 C D E F G H J K</td></tr> <tr> <td>6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号</td><td>70 C D E F G H J K</td></tr> <tr> <td>7～11 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>注 1～2 (略)</p>	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	1～4 (略)	(略)	5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	80 C D E F G H J K 又は90 C D E F G H J K	6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	70 C D E F G H J K	7～11 (略)	(略)
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号																				
1～4 (略)	(略)																				
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	<u>70 C D E F G H J K</u> 、 <u>80 C D</u> E F G H J K 又は90 C D E F G H J K																				
6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	70 C D E F G H J K																				
7～11 (略)	(略)																				
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号																				
1～4 (略)	(略)																				
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	80 C D E F G H J K 又は90 C D E F G H J K																				
6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	70 C D E F G H J K																				
7～11 (略)	(略)																				

改正案

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

利用数

年　月　日現在

サービスの種類 FMCサービス

事業者名

電気通信番号の種別	FMCサービスに係る利用数

現行

様式第6（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

利用数

年　月　日現在

サービスの種類 FMCサービス

事業者名

電気通信番号の種別	FMCサービスに係る利用数

注1 電気通信番号の種別の欄は、「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）、「060」又は「050」を記載すること。

2・3 (略)

注1 電気通信番号の種別の欄は、「080/090」、「070」、「060」又は「050」を記載すること。

2・3 (略)

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（O A B～J 番号以外）

年3月31日現在

事業者名

電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1（略）

- 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「070/080/090」（電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号）、「070」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号）、「020」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「O A B O」を記載すること。

3～8（略）

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（O A B～J 番号以外）

年3月31日現在

事業者名

電気通信番号の種別	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポータビリティに係る番号使用数	FMCサービスに係る番号使用数
合計					

注1（略）

- 2 「電気通信番号の種別」の欄は、「080/090」、「070」、「020」、「881」、「091」、「060」、「050」又は「O A B O」を記載すること。

3～8（略）

様式第29（第9条関係）

電気通信番号の使用状況報告等					
年 月末現在					
事業者名					
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数	
		(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポートアビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	(1) – (2) + (3)	
1～4 (略)	(略)				
5 電気通信番号規則第9条第1項第	70、80又は90から始まる電気通信番				

様式第29（第9条関係）

電気通信番号の使用状況報告等					
年 月末現在					
事業者名					
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数	
		(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポートアビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	(1) – (2) + (3)	
1～4 (略)	(略)				
5 電気通信番号規則第9条第1項第	80又は90から始まる電気通信番号				

3号の電気通信番号	号			
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	70から始まる電気通信番号			
7～11 (略)	(略)			
合 計				

注 1～5 (略)

3号の電気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	70から始まる電気通信番号			
7～11 (略)	(略)			
合 計				

注 1～5 (略)

改 正 案	現 行
別紙2 電気通信番号指定基準	別紙2 電気通信番号指定基準
本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。 需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。	本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。 需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。
1 (略)	1 (略)
2 番号規則第9条第1項第3号 _{注1} (1) 需要の見込み= (使用している電気通信番号の数+需要の増加見込み) ÷ 使用率 需要の増加見込み=直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の 增加数 ÷ 3ヶ月 × 13ヶ月 × 増加係数 増加係数 _{注2} = (前月の加入者と契約している番号の数-前々月 の加入者と契約している番号の数) ÷ (前々月の加入者 と契約している番号の数-3ヶ月前の加入者と契約し ている番号の数) 使用率= 0. 85	2 番号規則第9条第1項第3号 _{注1} (1) 需要の見込み= (使用している電気通信番号の数+需要の増加見込み) ÷ 使用率 需要の増加見込み=直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の 増加数 ÷ 3ヶ月 × 13ヶ月 × 増加係数 増加係数 _{注2} = (前月の加入者と契約している番号の数-前々月 の加入者と契約している番号の数) ÷ (前々月の加入者 と契約している番号の数-3ヶ月前の加入者と契約し ている番号の数) 使用率= 0. 9
(2) 新たに必要な電気通信番号の数= (需要の見込み-指定済み電気通信 番号の数×10万) ÷ 10万	(2) 新たに必要な電気通信番号の数= (需要の見込み-指定済み電気通信 番号の数×10万) ÷ 10万
注1・2 (略)	注1・2 (略)
3 (略)	3 (略)